

収 入  
印 紙

課 長	係 長	係

(印刷請負契約)

請 書	
令和 年 月 日	
東久留米市長 殿	
住所	
氏名	
〔 法人の場合は 名称及び代表者名 〕	
印	
件 名	
納 品 場 所	
契 約 金 額	¥ うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥
契 約 保 証 金	免 除
履 行 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
支 払 条 件	完了後一括払い
	検査完了後発注者が適法な支払請求書を受理した日から起算して 30 日以内とする。
支払遅延利息	政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)の定めるところによる。
上記の印刷をお請けするについては、次の事項に従い、誠実に履行いたします。	
1 履行期間内に本印刷の完了を厳守すること。	
2 印刷を完了し引渡しをするときは、貴職(検査員)の検査に合格しなければならないこと。	
3 印刷の施行に関しては、仕様書、見本等(以下「仕様書等」という。)に基づくこと。	
4 印刷の施行が仕様書等に適合しない場合において、貴職から仕様書等に基づく補修の請求があったときは、これに従うこと。この場合において、請負代金の増額又は履行期間の延長の請求はできないこと。	
5 原稿及び見本は、印刷物の納入と同時に返還すること。	
6 この契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らさないこと。	
7 次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除されても異議がないこと。	
(1) 9 及び 10 以外の理由により、履行期間内に本印刷が完了できないとき。	
(2) 完全に契約を履行することができる見込みがないとき。	
8 7 に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を支払うこと。	
9 天災事変その他請負人の責に帰することができない理由によって、履行期間までに完了の見込みがなく、これを延長しなければならないときは、その理由を明らかにして、期間内に貴職に履行期間の延長等について届け出ること。この場合において、その理由が貴職において正当と認められないときは、10 に定める遅延違約金を支払うこと。	
10 9 以外の理由によって、履行期間内に印刷を完了することができないときは、その理由を明らかにして、期間内に届け出ること。この場合において、期間後に完了する見込みがあるときは、延長すべき期間を明らかにして貴職の承諾を受け、遅延違約金(履行期間の翌日から起算して遅延日数に応じ、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項に基づき、財務大臣が定める率(年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの率とする。))を乗じて得た額(100 円未満は切捨てる。))を支払い、印刷を完了させること。	